

# 同志社大学大学院総合政策科学研究科

## 2023 年度スタート大学院新プログラム

### サステナビリティ共創プログラム—SDGs とジェンダー

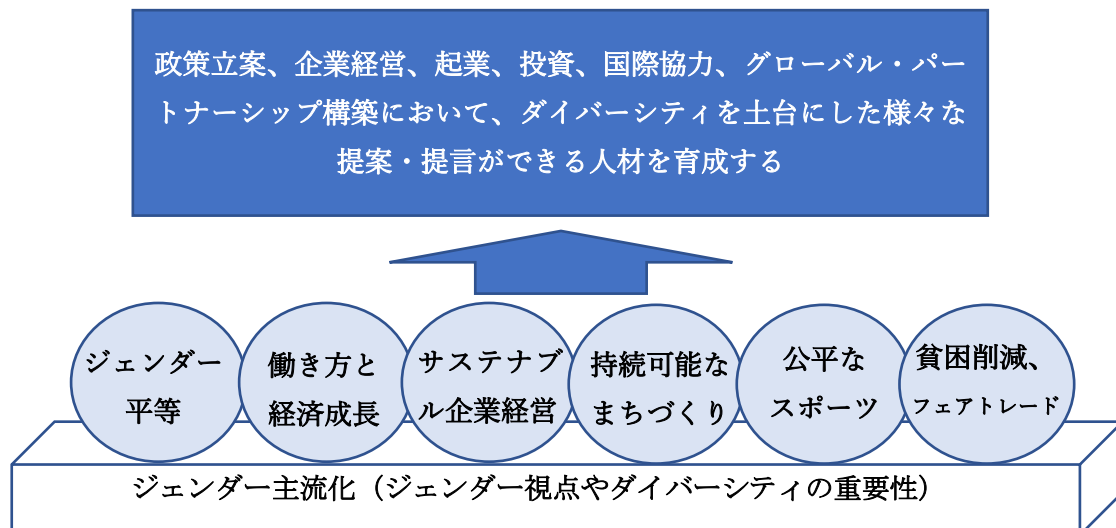
#### 1. プログラムの目的と背景

##### (1) プログラムの目的

ジェンダーに視点を置きながら、SDGs 人材養成を行う。

##### (2) プログラムの背景

1990 年代半ば以降、政策決定過程やあらゆるレベルの政策及びシステムをジェンダー平等にするための政策理念としてジェンダー主流化が定着してきた。その結果、SDGs のどの目標にも、ジェンダーの視点の導入が求められている。しかしながら、SDGs を基軸とした大学院プログラムは数多く存在するものの、ジェンダーに焦点を当てたプログラムは限定的である。本研究科には、ジェンダーそのものを研究テーマにする教員のみならず、ジェンダーの視点を取り入れて研究教育に従事する教員も現在、多数存在する。かつ、日本のみならず海外でのジェンダーの視点を取り入れた取り組みについて研究し、国内外の団体や機関とネットワークを構築している研究者が多く在籍する。したがって、SDGs 人材養成の中でも、特に、ジェンダーに特化したプログラム（SDGs とジェンダー）を提案する。



## 2. プログラムの構成と履修方法：

### (1) 科目の体系

本プログラムは、前期課程の開講科目を構成科目として2023年度より開設する。必修科目2科目(各2単位)、選択科目8科目(各2単位)から構成され、必修科目2科目(4単位)、選択科目から3科目(6単位)以上、合計10単位を取得することがプログラム修了の要件である。

科目の構成、担当者と内容は、以下のとおりである。

必須科目	履修必須	SDGs 概論 (オムニバス)
		政策研究プロジェクト (SDGs とジェンダー)
選択科目	右記から3つ選択	① 雇用政策論研究 (川口)
		② 現代社会の労働・雇用 (田中)
		③ 起業論 (足立)
		④ 金融経済教育 (足立)
		⑤ 国際開発論研究 (開発とジェンダー) (新見)
		⑥ グローバル経済論研究 (貿易とジェンダー) (岡本)
		⑦ 現代行政法研究 (まちづくりとジェンダー) (小谷)
		⑧ スポーツ法政策研究 (スポーツとジェンダー) (川井)

### 1) 必修科目

#### ①SDGs 概論 (オムニバス：足立、川口、川井、小谷、新見、岡本、田中秀)

2015年9月の国連総会で採択されたSDGsとは何か、その歴史的な背景、主な目標の解説、及び、達成に向けた手段やグローバル・パートナーシップの在り方について議論する。具体的には、導入：SDGsとは何か？(岡本)、SDGs採択に至るまでの歴史的な背景(岡本)、SDGsと貧困削減及び不平等解消に向けて(新見)、SDGsとジェンダー平等(川口)、SDGsと働きがい(企業経営)(田中)、SDGsと持続可能なまちづくり(小谷)、スポーツとジェンダー(川井)、SDGsとESG投資(足立2)、SDGsとグローバル・パートナーシップの在り方：まとめ(岡本)から構成される。

#### ②政策研究プロジェクトー SDGs とジェンダー ー

(担当：川口、川井、小谷、新見、岡本、田中秀)

本プロジェクトでは、オンラインを含めた国内外のフィールドワーク(FW)を通して、ジェンダー平等化に向けた取り組み、又は、ジェンダー視点を取り入れたSDGsプロジェクトの様々な取り組みを学び、受講生個々人が、ジェンダー視点を明確に取り入れて政策やプロジェクトの立案ができるようになることを目的とする。具体的には、国内では、ジェンダー視点を取り入れた企業や地方自治体のユニークな事例を取り上げる。海外では、世界銀行、

アジア開発銀行、又は、JICA といった開発援助機関の取組み、及び、途上国における社会的インパクト投資や社会起業家といった民間セクターによるジェンダー平等化を目指したプロジェクトを学ぶ。オンラインを含めたFWを通して、ジェンダー平等実現に至るプロセスにおいて立ちほだかっている問題・課題を整理しながら、受講生それぞれが政策やプロジェクトの立案ができるようになることを目指す。なお、政策研究プロジェクト科目は、海外インターンシップ参加等で代替可とする。

## 2) 選択科目

### ①雇用政策論研究（川口章）

本講義では、雇用に関連するさまざまな政策について、日本と海外を比較しながら議論する。扱うトピックは、高等教育における人材育成、新規学卒者の就職、キャリア形成、正規／非正規格差、共稼ぎカップル、育児支援、賃金・所得格差、労働と健康、農業労働など多岐に渡る。日本は、男女の役割分担が明瞭な社会であるため、雇用政策が働き方に及ぼす影響は男女で異なる。例えば、1991年に法制化された育児休業の取得者はほとんどが女性であり、育児が女性の役割という規範は長らく変わらなかった。男性の育児休業取得者が顕著に増加し始めたのは2010年代後半である。ジェンダーは、雇用政策を考察するうえで欠かせない視点である。

### ②現代社会の労働・雇用（田中秀樹）

本講義では、SDG sにおける「働きがいも経済成長も」を念頭に、労働・雇用現場における問題を体系的に概観したうえで、政府・企業がそれらの解決に向けてどのような政策・取り組みを実施しているかについての知識を得る。とりわけ、雇用創出政策、女性・外国人・障がい者の労働参加を促す政策及び企業の取り組み、働き方改革に係る企業の取り組みとその効果などに焦点を当てて、労働者の働きがいと生産性向上（と経済成長）について、実証分析や事例分析の結果を通じて考察する。これらの考察を通じて、現代社会における雇用・労働におけるジェンダー問題への改善策を議論する。

### ③起業論（足立光生）

起業には、揺るぎないアントレプレナーシップと経営に関する様々な技術が必要とされる。さらに現代ではスタートアップ企業にもSDG sを念頭に置いてサステナブル経営を目指すことが必須であり、投資家に対して的確にESG情報を開示していく必要に迫られている。たとえば、企業においてジェンダーダイバーシティを重視して女性活躍の機会を推進する等の「女性活躍情報」を適切に開示することが、企業のサステナブル経営につながるとともに持続可能な社会に貢献する。このように本講義では、持続可能な社会に通じる的確な起業のあり方を論じる。

### ④金融経済教育（足立光生）

持続可能な社会の実現に向けて、国民への適切な金融経済教育が必要とされている。金融経済教育にも様々な定義があるが、たとえば個人の資産形成におけるパーソナル投資に焦

点を当てた場合、現代では CSR レポートや統合報告書をもとに非財務情報を活用して的確な ESG 投資を行うことが求められる。特に、投資を行う際にジェンダー平等や女性活躍推進を重視する企業を見極める「ジェンダー投資」は、パーソナル投資の枠を超えて持続可能な社会に大きく寄与するであろう。このように本講義では、新しい金融経済教育の展開について論じていく。

#### ⑤ 国際開発論研究（開発とジェンダー）（新見陽子）

本講義では、国際開発に関する基礎知識や概念、理論などを習得し、世界情勢や各国の具体例、またこれまでに行われてきた実証研究の結果などを概観しながら、開発途上国が直面する課題について理解を深める。国際開発の分野においては、女性のエンパワメントおよびジェンダーの平等は、公平性の観点から達成すべき目標であるのみならず、開発政策や事業などにおいてジェンダーの視点を意識的に導入することで、その効果を高めることが可能であることも広く認識されており、あらゆるレベルでジェンダー主流化が推進されている。本講義では、開発プロセスにおけるジェンダー主流化の現状や課題についても考察する。

#### ⑥ グローバル経済論研究（貿易とジェンダー）（岡本由美子）

1990 年代以降、経済のグローバリゼーションが進展し、持続的な成長と貧困削減に成功した国々や地域が出現した。しかしながら、その恩恵の受け方はジェンダー間で差異があることが明らかとなってきた。また、途上国の人権や環境を守るべく 90 年代から本格化してきたフェアトレード運動においてさえ、ジェンダーの視点が不十分な場合は、女性がかえって周辺部に追いやられてしまう可能性があることも報告されている。本講義では、経済のグローバル化の是非を学ぶとともに、SDGs 達成のためには従来のジェンダー・ニュートラルを前提とした貿易・投資政策では不十分であることを明らかにし、今後の改善策を議論する。

#### ⑧ 現代行政法研究（まちづくりとジェンダー）（小谷真理）

「公共」的な課題・問題に対処するために行政が施策や計画を講じることで実現される「公益」と、それにより損なわれるおそれのある「個人の権利・利益」とを調整することが、行政法学の任務である。とりわけ、住民参画を基本とするまちづくりにおいて、具体的な制度や政策決定に際し、ジェンダーの視点を含む多様性の担保が図られている否かは施策の正統性を裏付ける重要な論点であり、公正性の観点からも行政過程に求められるところである。防災計画やその他のまちづくり基本計画の策定、あるいはパートナーシップ制度の導入などの具体的な政策事例を素材に、前提となる利害状況を明らかにしながら、公共政策の策定と実施過程において行政法がどのように役立っているのか理解を深める。

#### ⑨ スポーツ法政策研究（スポーツとジェンダー）（川井圭司）

スポーツ界では、性別チェックのあり方について歴史的に様々な議論が交わされてきた。近年では陸上競技南アフリカ代表のセメンヤ選手をめぐる、国際陸上連盟がテストステロン値を基準にして参加資格としての性を判定するとして物議をかもした。その後、スポーツ仲裁裁判所においてこの判定方法が適法とされたが、今もなお疑義が投げかけられている。他方、東京オリパラではトランスジェンダーの女子ウェイトリフティング選手が出場し

たことで話題を呼んだ。こうしたスポーツとジェンダーをめぐる論点について、世界的動向、スポーツ界の対応、そして日本での議論の3つの視座から、ジェンダーと公平性についてゲストスピーカーや受講生とともに議論し、理解を深める。

## (2)履修方法

受講希望者は毎年度の開講時期(4月)に本プログラムの受講申請書を提出することとする。申請者が前期課程修了時に本プログラムの修了要件を満たした場合は、研究科長による履修証を発行する。